

奈良県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第五十九号

奈良県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県情報公開条例施行規則（平成十三年三月奈良県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二十六条第一項」を「第二十六条第二項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。